

企業会計基準委員会御中

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い案」に対する意見

標記に関し、下記のとおり意見を提出致します。

記

平成16年の年金制度改正により、厚生年金基金の代行部分の債務は、最低責任準備金であることが確定した。

これに伴い、会計処理においても、代行部分を退職給付会計基準の対象外とすることを、あるいは退職給付会計基準の対象とするのであれば、代行部分の債務を最低責任準備金にすることを、要望する。

日本税理士厚生年金基金
常務理事 阿部 弘
